

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

青森県最低賃金改定のお知らせ

- 1 **青森県最低賃金が改定**されます。金額等は次のとおりです。

時間額 1, 029円（令和7年11月21日から）

- 2 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者に適用されます。
- 3 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
- 4 業務改善助成金については、コールセンター（0120-366-440）へお問い合わせください。
- 5 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引き上げに向けた支援策、その他相談については、**青森働き方改革推進支援センター**（0800-800-1830）にお問い合わせください。
- 6 詳しくは、**青森労働局ホームページ**からご覧になれます。
（<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>）

※ お問い合わせは、**青森労働局労働基準部賃金室**（017-734-4114）又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。